
*
* 令和 5 年度 第 5 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第5回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年8月10日 午後 3時30分 招集
2. 令和5年8月10日 午後 3時25分 開会
3. 令和5年8月10日 午後 4時43分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 次 長 書 記	田 中 博 中 藤 宏 和 藤代 晋太郎	係 長	田 村 直 之		

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第18号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件	許 可
		第19号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第20号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件	許 可
		第21号	農地等の競売に対する買受適格証明について	1件	決 定
		第22号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	1件	決 定
		第23号	川上農業振興地域整備計画の変更について		適 当
8		署 名 委 員			
			3 番 福 武 政 夫		
			4 番 前 崎 輝 之		
9		議 事 の 内 容			
		令和5年度 第5回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和5年8月10日（木） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 7 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 5 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。3 番福武委員と 4 番前崎委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。22 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 18 号 22 番朗読説明 － 22 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 5 筆 1,633 ㎡です。譲受人の通作距離は 0.2 km 以内、耕作面積は 2,284 ㎡で、家族 3 人中耕作人は 3 人、対価は 10 アール当り 3,000 円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 惣田委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	綺麗に耕作されていました。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。22 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手多数）
中藤次長	挙手多数ですので、22 番については許可とすることに決定しました。 次に 23 番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第 18 号 23 番朗読説明 － 23 番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 346 ㎡です。譲受人の通作距離は、40.5 km 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書をいただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 39 万円です。この案件につきましては、譲渡人が 7 月末に市外に転出するに際して、知人であった譲受人の父親との協議により、その子である譲受人が対象農地を引き受けることになったものです。なお、譲り受けの理由が新規就農となっておりますが、あくまで自営業である自動車整備業が主たる業務であり、農業は副業的に行うものと聞いております。また、自動車整備工場の所在が市内であることを申し添えます。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8 月 3 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 福武委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	現在耕作されています。周辺に影響はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数)
中藤次長	挙手多数ですので、２３番については許可とすることに決定しました。 次に２４番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１８号２４番朗読説明 － ２４番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆６８５㎡です。譲受人の通作距離は、４４km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書をいただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当り１２４万６千円です。この案件につきましては、備考欄に記載している空き家と同時に申請農地を購入するものであり、購入する空き家をリフォームして完成後に移転する予定であり、当面は現住所地からの通作となるため、通作距離の計算は現住所地としております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、８月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、７ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 農地の近くに家があります。今は少し荒れていますが、果樹を植える予定だと聞いています。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長 小物委員	なしとの声がありました。２４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手多数)
議 長	挙手多数ですので、２４番については許可とすることに決定しました。 次に２５番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第１８号２５番朗読説明 －
中藤次長	２５番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆８５２㎡です。譲受人の通作距離は、６km以内、耕作面積は１８，５９７㎡、家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り１００万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、８月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、８ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は管理されていまして。周りに対しては問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長 三村委員	なしとの声がありました。２５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	

議 長	(挙手多数) 挙手多数ですので、25番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。5番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第19号5番朗読説明 － 5番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路用地に転用する案件です。申請農地は、畑2筆49㎡、この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、墓地が15㎡と進入路が34㎡です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しています。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、9ページから10ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 平松委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 今は他の方の土地を借りている状態です。周囲に影響は出ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。5番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手多数) 挙手多数ですので、5番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。28番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第20号28番朗読説明 － 28番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、通路を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆47㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り64万円です。施設の概要としては、通路47㎡です。資金については、自己資金6万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、8月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、11ページから12ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 渡邊委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周囲は既に太陽光発電施設で転用されており、出入口がない状態となっているため、必要な工事だと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。28番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長	(挙手多数) 挙手多数ですので、２８番については許可とすることに決定しました。 次に２９番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第２０号２９番朗読説明 － ２９番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑３筆１，３３９㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地は１０アール当り３７万円です。施設の概要としては、太陽光パネル１９２枚、発電量は４９．５０kwです。資金については、自己資金９５５万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、８月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、１３ページから１４ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 惣田委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長 佐々木委員	転用に関しては問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
中藤次長	隣接地の承諾は得ていますか。雨水等の問題が生じているケースもあります。また、利用権移転ではなく、賃貸でも対応できるのではないのでしょうか。
議 長	現在、被害防除計画の提出を求めている、その内容が妥当であれ、隣地承諾まではいただいております。誓約書の提出もありますので、問題が生じた際にはそれに沿って対応をしていただくこととなります。また、土地所有者が農地を手放したいというケースも増えており、その場合は今回のような所有権移転をしたうえでの転用となります。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。２９番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手多数) 挙手多数ですので、２９番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので、３０番及び３１番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第２０号３０番及び３１番朗読説明 － ３０番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設用地を設置するために転用するものです。申請農地は、畑２筆１，２６０㎡です。 ３１番については、転用者は同様で、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設用地を設置するために転用するものです。申請農地は、畑１筆３４８㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり転用地は１０アール当り２３万円です。備考に記載しておりますが、譲渡人所有の既存原野面積５４５㎡を含めた全体計画面積は２，１５３㎡であり、法面面積４０８．６㎡を除いた有効敷地面積は１，７４４．４㎡です。施設の概要としては、太陽光パネル１９２枚、発電量は４９．５０KWです。資金については、自己資金９５５万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、

議 長 惣田委員 議 長 平松委員 中藤次長 議 長	過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、8月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、15ページから16ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 29番同様、転用に問題はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 位置図で丸のついていない土地はどのように扱うのですか。 丸のついていない土地は議案に記載している原野です。その原野とあわせて一体的に土地を転用するようになります。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。30番及び31番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数） 挙手多数ですので、30番及び31番については許可とすることに決定しました。 次に、関連がありますので32番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第20号32番朗読説明 － 32番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設及び露天駐車場並びに資材置場を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆3,644㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり13万7千円です。施設の概要としては、太陽光発電施設は、太陽光パネル192枚、発電量は49.50kwで、2,365㎡、それと露天駐車場569㎡、資材置場466㎡、進入路244㎡です。資金については、自己資金1,062万9千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、8月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、17ページから18ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 綱島委員 議 長 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現在は休耕で事前着工等はなく、問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。32番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数） 挙手多数ですので、32番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第21号 農地等の競売に対する買受適格証明について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。

中藤次長	－ 議案第 2 1 号 1 番朗読説明 －
	議案の説明の前に農地の競売に対しての買受適格証明について説明をさせていただきます。農地の競売に係る事務処理については、「民事執行法による農地等の売却の処理の方法について」という通知が出ており、裁判所が行う競売において売却物件が農地である場合に、その入札に参加する時には、落札後に農地取得について必要な許可を受ける資格がある証明する書類を提出しなければならないことになっています。このことは、落札者となっても実質的に農地を取得できない者の参加を制限するためのものです。この「買入適格証明」の審査は実質的に農地法の許可申請の内容と同様な審査を行う必要があり、今回の場合は農地法第 3 条の許可申請に係る審査を行います。なお、「買入適格証明」を交付した願出人が対象農地を落札した場合には、農地法第 3 条の許可申請を正式に行うこととなりますが、通知に事務処理の効率化を図るために証明書交付時と事情が異なっている場合を除き、あらためて許可申請の審議をせず、許可しても差し支えない旨の議決を証明書発行の審議時に行っておくことを求められていますので、同時にそのご議決をいただければと考えております。それでは、議案の説明を行います。 1 番は、申請農地が、田 2 筆 4 5 2 m²です。譲受人の通作距離は 1. 3 km 以内、耕作面積は 0 m²、営農計画書をいただいております。家族 2 人中耕作人は 1 人が耕作です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、8 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、1 9 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 伊達委員 議 長 中曽委員 中藤次長 西村委員 中藤次長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 ここは耕作人の変更が何度かあったようです。草は多少伸びていましたが、これから耕作されると思います。 現地の状況は、ただ今報告があったとおりです。何か発言はありますか。 何を植えるようになっていますか。 作目は果樹であると聞いています。 農地区分はどのようになっていますか。 都市計画区域内の用途区域で 3 種農地となります。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1 番について願出人を買受適格者して証明すること、また、願出人が落札して農地法第 3 条の規定による許可申請を行った場合に証明書交付時と事情に変更がない場合は、申請書受理後直ちに許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数）
議 長	挙手多数ですので、1 番については買受適格者として証明すること及び落札後の申請時に事情変更がない場合、直ちに許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第 2 2 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1 番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、4 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長 議 長 議 長 田村係長 議 長 議 長 議 長	ご説明いたします。公告日は令和５年８月１８日、利用権の設定を受ける者は１名、利用権の設定をする者は１名、利用権の設定をする件数は１件、利用権設定面積は２，８１３㎡となっています。各筆明細について説明いたします。 － 議案書にもとづいて、１番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、１番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。１番について採決を採ります。１番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数） 挙手多数ですので、１番について決定しました。 続きまして、「議案第２３号 川上農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。農林課から説明をお願いします。 － 議案第２３号朗読説明 － 議案第２３号川上農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。資料の２０ページをご確認ください。今回１件１筆の申し出があり、編入される農地は中山間地域等直接支払制度の対象農地とするための編入手続きでございます。土地は田１筆 １，４９０㎡、となります。地図につきましては２１ページに掲載しています。 農林課から説明がありましたが、発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。議案第２３号について適当であると答申することに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手多数） 挙手多数ですので、議案第２３号については適当であると答申することに決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第５回総会を閉会します。 令和５年８月１０日 会 長 土 岐 康 夫 ３ 番 福 武 政 夫 ４ 番 前 崎 輝 之
---	---